

司法書士

30分で学習成果をチェック！オンライン確認テスト
第5回 親族・相続
問題用紙 解答用紙

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001912 231506

SL23150

問題

- ① AとBの婚姻中に、BとCが婚姻した場合、A及びCは、後婚の取消しを請求することができるが、Bは請求することはできない。

- ② A男は、B女に対し、不動産を贈与したが、その後、A男とB女の婚姻関係が実質的に破綻するに至った場合には、A男は、民法第754条の規定によって当該贈与契約を取り消すことができない。

- ③ 婚姻によって氏を改めた夫は、妻の死亡によって婚姻前の氏に復するが、その死亡の日から3か月以内に届け出ることによって、死別の際に称していた妻の氏を続称することができる。

- ④ 夫婦が事実上の婚姻関係を継続しつつ、生活扶助を受けるための方便として協議離婚の届出をした場合には、その届出が真に法律上の婚姻関係を解消する意思の合致に基づいてされたものであっても、当該協議離婚は、その効力を生じない。

- ⑤ A B間で成立した内縁関係がAの死亡により解消した場合には、Bは、Aの相続人に対し、離婚に伴う財産分与に関する規定の類推適用に基づいて相続財産に属する財産の分与を請求することはできない。

- ⑥ 成年の子を認知するためには、その承諾を得なければならない。

- ⑦ 父は、母の承諾を得ることにより、母の胎内に在る子を認知することができる。

- ⑧ Aが婚姻関係にないBによって懐胎し、子Cを出産した。BがCを自分と婚姻関係にあるDとの間の嫡出子として出生の届出をした場合、その届出は、認知の届出としての効力を有する。

- ⑨ 甲乙が夫婦の場合において、特別養子である丙が満15歳に達した後は、甲乙と丙とは、その協議で離縁することができる。

- ⑩ AとBが婚姻した際にBの氏を称することとした場合には、その後AとCとの間で、Cを養親、Aを養子とする養子縁組がされたときであっても、Aは、Bの氏を称する。
- ⑪ 父母が協議離婚をする際に協議により父を親権者と定めた場合は、父母の協議により、親権者を母に変更することができる。
- ⑫ 親権を行う父が自己の名義で金銭を借り入れるに当たり、子のために特別代理人を選任することなく子が所有する不動産に抵当権を設定する行為は、その金銭を子の養育費に充てる目的であったとしても、父とその子との利益が相反する行為に当たる。
- ⑬ 未成年者Aについて未成年後見が開始された場合には、家庭裁判所は、未成年後見人を複数選任することはできない。
- ⑭ 被相続人は、推定相続人である兄弟姉妹の廃除を請求することはできない。
- ⑮ Aには子Bがおり、Bには子Cがいる。AとBとが同時に死亡した。この場合、Cは、Bを代襲してAの相続人となる。
- ⑯ Aが死亡し、Aの法定相続人が妻B、子C及び子Dのみである場合、Aの遺産である現金については、遺産分割を待つことなく、Bが2分の1、C及びDが各4分の1を取得する。
- ⑰ 共同相続人間において遺産分割の協議が成立した場合に、相続人の一人が他の相続人に対してその協議において負担した債務を履行しないときは、当該他の相続人は、債務不履行を理由としてその協議を解除することができる。
- ⑱ 共同相続人間にいったん遺産分割協議が成立した場合、共同相続人は、その協議を合意解除して新たな遺産分割協議を成立させることはできない。
- ⑲ 相続の開始前でも、家庭裁判所の許可を得れば、相続の放棄をすることができる。

- ⑳ 甲が死亡し、その子A、B及びCに相続が開始した。Aが自己のために相続が開始したことを知った時から3か月が経過したときは、B及びCは、自己のために相続が開始したことを知らなくても、相続を放棄することができない。
- ㉑ 自筆証書によって遺言をするに当たってしなければならない遺言者の押印は、実印による必要はなく、指印であってもよい。
- ㉒ 遺贈は、遺言者が死亡する前に、受遺者が死亡したときには、受遺者の相続人に対する遺贈としての効力を有する。
- ㉓ 遺言者が公正証書遺言の方式によって甲土地をAに遺贈した場合であっても、その後、遺言者が自筆証書遺言の方式による遺言によって前の遺言を撤回したときは、Aは、甲土地の所有権を取得しない。
- ㉔ 遺留分権利者は、相続の開始前に、遺留分の放棄をすることはできない。
- ㉕ 被相続人Aに妻B、嫡出子であるC及びDがいる場合に、AがBに対し全財産を遺贈したが、CがAの生前に遺留分を放棄していたときは、Dは、相続財産の4分の1について、Bに対し遺留分侵害額請求をすることができる。

答案用紙

1		14	
2		15	
3		16	
4		17	
5		18	
6		19	
7		20	
8		21	
9		22	
10		23	
11		24	
12		25	
13			

れっく **LEC** 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2023 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

SL23150